

令和8年第3回定例教育委員会

令和8年3月30日(月)午後3時00分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 麓美絵 新館忠義 兼子弘詔 松田久美	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課参事 総務課主幹 学校教育課長 教育支援課長 教育支援課参事 給食センター長 生涯学習課長 スポーツ課長 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	佐藤学 新山千穂 小椋公司 山崎浩克 伊藤麻美 清水孝則 稲田征己 水口武 米山昌樹 三浦洋 星野真 松井正行 佐野之範 堀井修志 兼平一志 本田拓也	記録員 傍聴者	なし
-----	-----------------------------	-------------------------------------	-----	---	--	------------	----

1 報告事項

- (1) 令和8年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 地域学校協働活動の推進について
- (3) 教育支援課所管事案について

2 審議事項

- (1) 令和8年議案第11号
江別市セラミックアートセンター条例施行規則の制定について
- (2) 令和8年議案第12号
江別市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
- (3) 令和8年議案第13号
江別市教育委員会事務専決規程及び江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和8年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

黒川教育長

(開会)

ただいまから、令和8年第3回定例教育委員会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。開会前に確認いたしましたとおり、1の報告事項(3)教育支援課所管事案については、秘密会で取り扱うこととし、議事の冒頭に行うことといたします。また、審議事項(2)議案第12号及び(3)議案第13号の2件の議案につきましては、関連がありますことから、一括説明、一括質疑のあと、1件ずつ承認を諮ることとします。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を麓委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

<秘密会につき会議録省略>

委員会を再開します。

1の報告事項(1)令和8年第1回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。

佐藤教育部長をお願いします。

佐藤教育部長

報告事項(1)令和8年第1回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。

資料1ページをご覧ください。教育委員会関係分は、3月6日に干場議員から、記載の2件について、一般質問がありました。

資料2ページをお開き願います。1件目の「江別市学校給食用食器検討委員会に関して」、1点目の「委員会設置要綱見直しの考え方について」への答弁では、学校給食用食器検討委員会の設置目的や構成について触れた上で、今年度の開催を検討した際、従前の要綱の構成員になかった、市民公募委員を含めるための改正を行い、あわせて、委員として参加していた調理員及び栄養教諭を、中立的な知見を委員に伝える立場として事務局に参加することに見直しを行った、と答弁しております。

2点目の「食器変更等の検討理由について」への答弁では、本市が現在使用する強化磁器食器の素材面の特長等に触れた上で、現在、小中学校全体で年間約1,300枚の食器が破損しており、破損時や片付けの際における怪我の懸念に加え、給食配膳時や運搬時において、食器の重さが児童生徒や調理員、配膳員等に負担が生じていることが課題となっている。また、他市においては、割れた食器の破片が給食に混入し、児童が口にすることを踏まえると、今後の食器について検討する必要がある、と答えています。

3点目の「江別の特色を生かした食器使用の経緯と意義について」への答弁では、平成19年以降の検討委員会の設置経緯や食器の変遷に触れた上で、平成24年に、すべての食器で強化磁器食器を使用することとなり、現在に至っていること、また、市独自の取り組みとして、小学校6年生の選択給食において、地元の陶芸家が制作した陶器を使用し、本市の産業や文化に親しむ機会を設けてきたことを紹介し、給食において、児童生徒がこうした江別の特色を生かした食器に触れることは、物を大切にする心や郷土愛などを育むことの一環を担ってきたものと考えている、と答えています。

4点目の「市民や議会への説明について」への答弁では、今般の検討委員会の開催について、定例教育委員会や所管委員会で報告しており、また、議論の内容についても、随時、市ホームページに議事録を掲載している。食器の選定に当たっては、給食を食べる児童生徒やその保護者の意見を反映することは重要と考えており、その手法について、今後の検討委員会で議論いただきたいと考えている、と答えています。

最後に、5点目の「世界最高強度の磁器材料を使用した食器について」への答弁では、教育委員会がこれまで以上の強度を持つ食器の製品情報とサンプルを入手し、検討委員会において、委員に実際に触れていただいた際には、各委員から、「破損事故の減少が期待できる」ことや、「割れる可能性」、「重さによる低学年の児童の負担が増える」といった意見や感想があった。引き続き、今後の検討委員会において、様々な材質の食器について、議論いただきたいと考えている、と答えています。

これに対し、再質問があり、2点目の「食器変更等の検討理由」に関して、「食器変更を

検討するに当たっての具体的な調査内容について」への答弁では、給食事務担当者会議や献立会議において、食器に対する児童生徒の声を、教職員を通じて把握するとともに、調理員や配送事業者等へのヒアリングを行うなど、適宜、情報収集に努めている。こうした情報に加え、学校からの食器破損数の報告を踏まえ、今後使用する食器について検討する必要があるとの考えに至っている、と答えています。

さらに、「他自治体との破損率の比較について」への答弁では、強化磁器食器の納入業者に確認したところ、他自治体における破損率は、10%から15%程度とのことであり、本市における破損率は、年間10%程度であることから、他自治体と比較すると、若干低い数値となっている、と答えています。

また、「破損事故に関するマニュアルや、保護者からの苦情等について」への答弁では、給食への異物混入や食器破損の際には、「江別市学校給食における異物混入対応方針」に基づき、適正に対応するよう、年度初めに各校へ周知し、さらに食品への破片混入の恐れがある事案が発生した際には、同様の事例への対応について、改めて周知している。本市においては、これまで、食器破損により、児童生徒の身体に影響を及ぼすような事故は発生しておらず、保護者からご意見等は寄せられていない、と答えています。

次に、5点目の「世界最高強度の磁器材料を使用した食器」に関して、「世界最高強度の磁器材料を使用した食器について、市の脱プラスチック方針も含めて検討する必要性について」への答弁では、いわゆる世界最強磁器食器は、一枚当たり3グラム程度重くなると言われており、さらに重さが増してしまうことや、破損の可能性が残ることについて、懸念している。また、市のプラスチックに係る方針は、プラスチックごみ削減を主眼においた取り組みの推進と認識している、と答えています。

続いて、2件目の「江別市学校給食の在り方基本構想」に関して、「パブリックコメントについて」への答弁では、江別市学校給食の在り方基本構想案の策定後に実施した、パブリックコメントや住民説明会の結果等に触れた上で、今回のパブリックコメント等でいただいた多様なご意見を踏まえ、食材の選定基準やチェック体制等、事業実施に向けた市の考え方を基本構想に追記している。特に、民設民営方式導入後の市の監督体制に係る意見については、学識経験者を交えた第三者による検証委員会等において事業評価する旨を反映した。今後も、児童生徒、保護者等に対し、丁寧に説明するとともに、意見をいただきながら、次年度以降に予定する基本計画等の策定を進めいく、と答えています。

これに対し、再質問があり、「基本構想策定に係る市民への説明について」への答弁では、構想案策定後、二度にわたる住民説明会や、パブリックコメントを実施し、いただいた多様なご意見を踏まえ、事業実施に向けた市の考え方を基本構想に追記している。今後も、市民等に対する説明の機会を適宜設けながら、基本計画等の策定を進めていく、と答えています。

さらに、「教育委員会での審議過程について」への答弁では、2月4日に開催された臨時教育委員会において、パブリックコメントの結果について協議を行っており、委員からの、「民設民営方式を不安視する声に対し、今後どのように対応していくのか」との質疑に対し、「今後あらゆる機会を通じて丁寧に説明し、理解を求めていく」とともに、「第三者検証委員会を設置し、事業評価を行う仕組みを構築していく」旨を回答していること。また、2月19日開催の定例教育委員会での、修正案の審議では、委員から「パブリックコメントの意見が適正に反映されている」との発言があり、事務局から、令和8年度に策定する基本計画においても、引き続き、市民意見を反映させていく考えであることを答え、本構想の決定に至っている、と答えています。

以上です。

ただいま報告のありました、令和8年第1回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。

(質疑なし)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

次に、報告事項(2)地域学校協働活動の推進についての報告を求めます。

星野生涯学習課長をお願いします。

報告事項(2)地域学校協働活動の推進についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。1 地域学校協働活動とは、ですが、平成29年に社会

黒川教育長

星野生涯学習
課長

教育法の改正により、「地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動」として、位置づけられたものです。この活動の推進のため、地域と学校をつなぐコーディネーターとして「地域学校協働活動推進員」を教育委員会が委嘱することができることとされたもので、他市町村でも推進員の設置が進んでおり、石狩管内でも多くの市で設置されている状況です。

2 江別市における取組など、ですが、当市のこれまでの主な取組としては、平成23年から「学校支援地域本部」を設置して、退職教員や地域住民、大学生などをボランティアとして学校へ派遣し、学習サポートを行ってきたところです。また、平成14年から「土曜広場」を開催し、地域住民主体の推進委員会によって学校の協力を得ながら子どもたちの土曜日の活動の場を提供してきました。今後の取組につきましては、令和8年4月から「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させ、これまでの学習サポートに加え、例えば登下校の見守りや学校の環境整備、イベントなどの地域活動の調整や拡充などをすすめていきたいと考えております。将来的には、「地域学校協働活動推進員」を各中学校区に1名ずつ配置することを目指しますが、まずは、モデル校区として令和8年10月に1名の配置を計画しているところです。学校や地域の方との関わりにつきましては、資料の参考の図で示しているとおおり、コミュニティ・スクールの取組とも連携・協働してボランティアの地域住民などの参画をいただきながら、表の中央に記載しております地域活動や学習サポートなど、学校や地域の特色に応じた様々な活動を展開していくこととしております。

次ページをご覧ください。モデル校区につきましては、3に記載のとおり、中央中学校区を候補とし、対雁小、中央小、中央中と調整しているところであり、10月から1名の推進員で3校を担当する形で進めたいと考えております。推進員については、地域の方で地域学校協働活動に対し熱意や見識があり、地域住民や学校とのコミュニケーション能力がある方が望まれるところで、特に資格要件などはありませんが、まずはモデルとなるべく教員経験者などで適任者を選定していく予定です。

4 地域学校協働本部について、ですが、校長会・教頭会・PTAのほか、社会教育委員にも入っていただき、今後配置する協働本部コーディネーター、推進員や教育委員会で構成し、事業の企画立案や情報共有、情報発信を行うものであり、本年5月頃に1回目の会議を開催予定です。

最後に、5 令和8年度のスケジュールですが先ほどご説明しましたとおり、4月に本部を設置し、5月にモデル校区の学校運営委員会への説明を行い、第1回の本部会議を開催予定です。その後、10月にモデル校への推進員の配置を行う予定です。

以上です。

ただいま報告のありました、地域学校協働活動の推進について、質問等がございましたらお受けします。

(質疑なし)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

続いて、2の審議事項に入ります。

審議事項(1) 議案第11号 江別市セラミックアートセンター条例施行規則の制定についての説明を求めます。

兼平セラミックアートセンター事業担当参事お願いします。

審議事項(1) 議案第11号 江別市セラミックアートセンター条例施行規則の制定についてご説明いたします。

本件は、令和7年第4回定例会で原案可決となりました、江別市セラミックアートセンター条例が令和8年4月1日から施行されることに伴い、同条例施行規則を制定しようとするものであります。なお、現行の江別市陶芸の里条例施行規則の廃止につきましては、令和8年4月1日に公布されます。

それでは、資料1ページをご覧ください。1の制定理由は、施行規則の制定により、江別市セラミックアートセンター条例の内容を補足、具体化させ、条例の執行に実効性を持たせるものであります。

黒川教育長

兼平セラミックアートセンター事業担当参事

<p>黒川教育長</p>	<p>次に7ページ、江別市陶芸の里条例施行規則との比較表をご覧ください。セラミックアートセンター条例施行規則は、全17条と附則から成るものであり、第2条から第11条までは、センターの使用申請許可等に関する内容を、第12条では資料の寄贈、寄託について、第13条では、条例で定めた「事業」に実効性を持たせるための具体的な内容を、第14条では、条例第4条（職員）に係る細部についてを、第15条、16条は指定管理者による管理を、第17条は、教育長への委任についてを、それぞれ定めております。最後に附則であります。第1項において、施行期日を令和8年4月1日からとし、第2項では経過措置を設けるものであります。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、令和8年議案第11号 江別市セラミックアートセンター条例施行規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
<p>山崎総務課長</p>	<p>次に、審議事項（2）議案第12号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、（3）議案第13号 江別市教育委員会事務専決規程及び江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、以上2件について、一括説明を求めます。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p> <p>議案第12号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、及び議案第13号 江別市教育委員会事務専決規程及び江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、一括してご説明いたします。</p> <p>この2件の議案につきましては、令和8年4月1日から江別市セラミックアートセンターが社会教育施設として設置されること、また、4月1日付け人事異動に伴い教育部に組織変更などが生じることから、関係する規則、規程について所要の改正を行うものでございます。</p> <p>はじめに、議案第12号からご説明いたします。3ページをご覧ください。一部改正を要する規則の一つ目、江別市教育委員会事務局組織に関する規則であります。セラミックアートセンターが社会教育施設になることから、教育機関の所管を定めている第5条について、表右のとおり、教育部に「江別市セラミックアートセンター」を追加します。次に、その下となりますが、室、課、係の事務分掌を定めている第6条につきましては、前段の報告にありまして、生涯学習課では新年度から地域学校協働活動を推進するため、これを表右のとおり、生涯学習係の事務分掌に第11号として追加します。</p> <p>5ページをご覧ください。二つ目、江別市立学校給食センター設置条例施行規則であります。このたびの人事異動により、給食センターに主幹職が配置されることから、組織及び職務を定めている第2条について、表右のとおり、主幹を追加します。</p> <p>6ページをご覧ください。三つ目、江別市郷土資料館条例施行規則であります。郷土資料館の所掌事務を定めている第7条について、これまでセラミックアートセンターに関する事務は資料館が所管しておりましたが、議案第11号でご審議いただいたとおり、江別市セラミックアートセンター条例施行規則において事務分掌を定めまして、表右のとおり、資料館から削除します。また、その下、第8条、職員及び職務にかかる条項ですが、資料館においてセラミックアートセンター事業を担当していた参事職につきましては、セラミックアートセンター条例施行規則の方でセンター長の職を定めまして、表右のとおり、資料館から参事を削除します。</p> <p>改正箇所は以上であり、この内容による改正規則を2ページに掲載しておりますので、ご参照願います。施行期日は、令和8年4月1日であります。</p> <p>続きまして、議案第13号をご説明いたします。3ページをご覧ください。一部改正を要する規程の一つ目、江別市教育委員会事務専決規程であります。こちらは、教育委員会の事務に対する教育部長以下の専決権限事項を定めるものであります。部長以下の専決権限事項は、別表第2に列挙されており、表左のとおり、現在、郷土資料館長の専決権限事項の第4号に「セラミックアートセンターの使用許可」が掲げられておりますが、4月1日からセラミックアートセンター長の職が設置されますことから、表右のとおり、郷土</p>

黒川教育長	<p>資料館長の専決権限事項から削除するとともに、セラミックアートセンター長の専決権限事項として、第1号「セラミックアートセンター事業の実施」から第4号「セラミックアートセンターの使用許可」までの4事項を、新たに追加するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。二つ目、江別市教育委員会専門職設置規程であります。こちらは、教育部に設置する専門職を定めるものであります。第2条、参事の担当事務等にかかる条項において、表左のとおり、郷土資料館参事（セラミックアートセンター事業担当）の職と、その担当事務が掲げられておりますが、先ほどのセラミックアートセンター条例施行規則に基づき、センター長の職が設置されますことから、表右のとおり、当該参事を削除します。</p> <p>改正箇所は以上であり、この内容による改正規程を2ページに掲載しておりますので、ご参照願います。施行期日は、同じく令和8年4月1日であります。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、1件ずつ承認をお諮りします。</p> <p>議案第12号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、議案第13号 江別市教育委員会事務専決規程及び江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p>
山崎総務課長	<p>今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和8年度学校選択制に係る入学状況について、審議事項として、江別市教育委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について、江別市学校運営委員会委員の委嘱について、などを予定しております。また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、4月23日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p>
黒川教育長	<p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、4月23日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>以上をもちまして、令和8年第3回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>（閉会）</p>

終了 午後3時54分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 麓 美絵